

令和8年7月農業委員会議事録

開 催 日 時：令和8年7月10日（金） 午前9時00分

開 催 場 所：嘉島町役場 3階中会議室

農業委員出席者：下田司、松永雄治、山内秀一、村上卓也、榮恵、
福永哲夫、齊藤進、松本一幸、中津芳春、吉田三十志、藤瀬信行、
森嶋秀利、田端雅充、高松耕生、渡辺真由美、金澤清二

農業委員欠席者：

事務局出席者：牛嶋寿男、河原まり、鳥栖萌香

1. 開 会：事務局長 牛嶋寿男

2. 会 長 挨 拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長

議事録署名人として、齊藤進委員、松本一幸委員を指名する。

4. 議 事

- (1) 報告第 3 号 農地法第18条の合意解約について
- (2) 報告第 4 号 農地法第3条の届出について
- (3) 議案第 16 号 農地法第5条の許可申請について
- (4) 議案第 17 号 農用地利用集積等促進計画（売買）について
- (5) 議案第 18 号 農用地利用集積等促進計画（一括）について
- (6) 議案第 19 号 令和8年田畑売買価格等に関する調査について

5. そ の 他

6. 閉 会

○報告第3号 農地法第18条の合意解約について

(議長) それでは議事に入らせていただきます。

報告第3号農地法第18条の規定による通知が1件ございます。

事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は1ページになります。報告第3号農地法第18条第6項による届出を1件ご報告いたします。

届出番号1番です。所在は上島地区および鯉地区。農振農用地の田が8筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。貸付人と借受人については記載のとおりです。解約事由につきましては、中間管理機構をとおした契約に切り替えるための合意解約となっております。解約の申入日等については、記載のとおりです。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より報告のありました案件は、合意による解約になりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○報告第4号 農地法第3条の規定による届出について

(議長) 続きまして、報告第4号農地法第3条の規定による届出が2件ございます。

事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は2ページになります。報告第4号農地法第3条の規定による届出を2件ご報告いたします。

届出番号1番です。所在は井寺地区、北甘木地区、上六嘉地区、上島地区および鯉地区。地目については田が9筆と畑が4筆の計13筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。所有者及び届出人については記載のとおりです。届出事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

続きまして、資料は3ページになります。届出番号2番です。所在は下仲間地区。地目については田が3筆と畑が2筆の計5筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。所有者及び届出人については記載のとおりです。届出事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より報告のありました案件は、相続による所有権の移転になりますので、報告で終わらせていただきます。

○議案第 16 号 農地法第 5 条の許可申請について

(議長) 続きまして、議案第 16 号農地法第 5 条の規定による許可申請が 2 件ございます。申請番号 1 番について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は 4 ページになります。申請番号 1 番です。所在は上島地区。農振地域内農用地区域外の田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりです。申請事由は保育園園庭（敷地の拡張）となります。5 ページに位置図、6 ページに排水計画平面図を載せております。園庭は水捌けのよいクレイ舗装で計画されており、申請地一部の駐車場が調整池として使用され、オーバーフロー分は南側に設置される暗渠を通して東側水路に排水されます。7 ページに現地の写真を載せております。
事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります渡辺委員から報告をお願いします。

(渡辺委員) 6 月 30 日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。
申請地は、高性能農業機械による営農に適する農地であるため、農地区分としては甲種農地になると思われます。
申請地南側が農地と隣接していますが、L 型擁壁を設置し、周囲をフェンスで囲まれるため支障はないものと思われます。
営農上の支障については、園庭及び駐車場の計画ですので、日照、通風等、周辺農地への支障はないものと思われます。
周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。
委員の皆様の慎重なるご審議をよろしく願いし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、事務局より検討事項の説明をお願いします。

(事務局) 資料は 8 ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地の農地区分は甲種農地であり、目的については保育園園庭（敷地の拡張）になります。保育園園舎の老朽化により 2 か所に分かれていた園舎を 1 か所に集約されるものです。農地区分と転用目的は適当、申請

に係る用途に遅滞なく供することの確実性は確実、計画面積の妥当性も適当、また、農地の利用の集積への支障もないと判断しております。よって総合的に判断した結果、本許可申請については許可相当と判断しております。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、ご意見ご質問はございませんでしょうか。
なければ賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) 挙手の結果、本案件については、賛成多数で承認・可決いたします。
続きまして、申請番号2番について事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は9ページになります。申請番号2番です。所在は北甘木地区。農振地域内農用地区域外の田が6筆と畑が8筆の計14筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりです。申請事由は特定建築条件付売買予定地となります。10ページに位置図、11ページに汚水計画平面図を載せております。生活雑排水については公共下水道へ接続、雨水については各宅地の家庭用雨水浸透枳により処理し、処理しきれない雨水は、開発道路内側溝を通じて北側水路へ接続放流されます。12ページに現地の写真を載せております。
事務局からは以上でございます。

(議長) 続きまして、地元委員であります藤瀬委員から報告をお願いします。

(藤瀬委員) 7月1日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。
申請地は、10ヘクタール未満の未整備農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われます。
申請地は、以前は野菜や麦大豆を耕作されていましたが、ここ数年は耕作をされていません。
申請地東側が農地と隣接していますが、東側農地は、定期的に草刈りなど手入れはされていますが耕作はされていません。
営農上の支障については、L型擁壁及び空洞ブロックを設置し、隣接農地との間に距離を確保して建築計画が立ててあるため、日照、通風等、周辺農地への支障はないものと思われます。

特定建築条件付売買予定地ということですが、周辺の土地利用の状況から転用許可申請は妥当なものと考えられます。

委員の皆様の慎重なご審議をよろしくお願いし、地元委員の説明を終わります。

(議長) 続きまして、事務局より検討事項の説明をお願いします。

(事務局) 資料は 13 ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地の農地区分は第 2 種農地であり、目的については特定建築条件付売買予定地になります。農地区分と転用目的は適当、計画面積の妥当性も適当、周辺の農地等に係る営農条件への支障はなし、また、農地の利用の集積への支障もないと判断しております。なお、東側隣接地が農地ですが、隣接同意書の添付があり、乗り入れについても東側県道からされているとのことです。よって総合的に判断した結果、本許可申請については許可相当と判断しております。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、ご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) 挙手の結果、本案件については、賛成多数で承認・可決いたします。

○議案第 17 号 農用地利用集積等促進計画（売買）について

(議長) 続きまして、議案第 17 号農用地利用集積等促進計画（売買）の承認申請が 4 件ございます。まず、申請番号 1 番から 4 番につきまして、事務局から説明をいただき、そのあと一括して審議・議決を行いますのでよろしくお願いします。それでは事務局から説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は 14 ページになります。議案第 17 号農用地利用集積等促進計画（売買）の承認申請が 4 件ございます。

申請番号 1 番です。所在は上六嘉地区。農振農用地の田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。目的は売買、売買価格は記載のとおりとなっております。15 ページに申請地の位置

図を載せております。

続きまして、資料は 16 ページになります。申請番号 2 番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が 6 筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。目的は売買、売買価格は記載のとおりとなっております。17 ページと 18 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 19 ページになります。申請番号 3 番です。所在は上六嘉地区。農振農用地の田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。目的は売買、売買価格は記載のとおりとなっております。20 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 21 ページになります。申請番号 4 番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。目的は売買、売買価格は記載のとおりとなっております。22 ページに申請地の位置図を載せております。
事務局からは以上でございます。

(議 長) ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問はございませんか。
なければ、賛成の方は挙手をお願いします。

(委 員) (委員全員挙手)

(議 長) 挙手の結果、4 件の案件について、承認・可決いたします。

○議案第 18 号 農用地利用集積等促進計画（一括）について

(議 長) 続きまして、議案第 18 号農用地利用集積等促進計画（一括）の承認申請が 18 件ございます。まず、申請番号 1 番から 17 番につきまして、事務局から説明をいただき、そのあと一括して審議・議決を行いますのでよろしくお願いします。それでは事務局から説明をお願いします。

(事 務 局) はい。資料は 23 ページになります。議案第 18 号農用地利用集積等促進計画（一括）の承認申請が 18 件ございます。

申請番号 1 番です。所在は北甘木地区。農振農用地の田が 4 筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間は

令和8年8月1日から令和18年7月31日、転貸期間は令和8年8月1日から令和13年7月31日となっております。24ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は25ページになります。申請番号2番です。所在は井寺地区。農振農用地の田が1筆で、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間は令和8年8月1日から令和18年7月31日、転貸期間は令和8年8月1日から令和13年7月31日となっております。26ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は27ページになります。申請番号3番です。所在は井寺地区。農振農用地の田が1筆で、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間は令和8年8月1日から令和18年7月31日、転貸期間は令和8年8月1日から令和13年7月31日となっております。28ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は29ページになります。申請番号4番です。所在は井寺地区。農振農用地の田が3筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間は令和8年8月1日から令和18年7月31日、転貸期間は令和8年8月1日から令和13年7月31日となっております。30ページと31ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は32ページになります。申請番号5番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が1筆と農振地域内農用地区域外の田が1筆の計2筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は使用貸借権の新規設定。貸付期間は令和8年8月1日から令和18年7月31日、転貸期間は令和8年8月1日から令和13年7月31日となっております。33ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は34ページになります。申請番号6番です。所在は上六嘉地区。農振農用地の田が1筆で、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間は令和8年8月1日から令和18年7月31

日、転貸期間は令和 8 年 8 月 1 日から令和 13 年 7 月 31 日となっております。
35 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 36 ページになります。申請番号 7 番です。所在は上六嘉地区。農振農用地の田が 2 筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間および転貸期間は令和 8 年 8 月 1 日から令和 13 年 7 月 31 日となっております。37 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 38 ページになります。申請番号 8 番です。所在は北甘木地区。農振農用地の田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間および転貸期間は令和 8 年 8 月 1 日から令和 13 年 7 月 31 日となっております。39 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 40 ページになります。申請番号 9 番です。所在は上島地区。農振農用地の田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間は令和 8 年 8 月 1 日から令和 18 年 7 月 31 日、転貸期間は令和 8 年 8 月 1 日から令和 13 年 7 月 31 日となっております。41 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 42 ページになります。申請番号 10 番です。所在は上島地区。農振地域内農用地区域外の田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は使用貸借権の新規設定。貸付期間は令和 8 年 8 月 1 日から令和 18 年 7 月 31 日、転貸期間は令和 8 年 8 月 1 日から令和 13 年 7 月 31 日となっております。43 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 44 ページになります。申請番号 11 番です。所在は鯉地区。農振農用地の田が 4 筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間は令和 8 年 8 月 1 日から令和 18 年 7 月 31 日、転貸期間は令和 8 年 8 月 1 日から令和 13 年 7 月 31 日となっております。

す。45 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 46 ページになります。申請番号 12 番です。所在は鯉地区。農振農用地の田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間は令和 8 年 8 月 1 日から令和 18 年 7 月 31 日、転貸期間は令和 8 年 8 月 1 日から令和 13 年 7 月 31 日となっております。47 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 48 ページになります。申請番号 13 番です。所在は上仲間地区。農振地域内農用地区域外の田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は使用貸借権の新規設定。貸付期間は令和 8 年 8 月 1 日から令和 18 年 7 月 31 日、転貸期間は令和 8 年 8 月 1 日から令和 13 年 7 月 31 日となっております。49 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 50 ページになります。申請番号 14 番です。所在は上仲間地区。農振地域内農用地区域外の田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間は令和 8 年 8 月 1 日から令和 18 年 7 月 31 日、転貸期間は令和 8 年 8 月 1 日から令和 13 年 7 月 31 日となっております。51 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 52 ページになります。申請番号 15 番です。所在は上仲間地区。農振農用地の田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間は令和 8 年 8 月 1 日から令和 18 年 7 月 31 日、転貸期間は令和 8 年 8 月 1 日から令和 13 年 7 月 31 日となっております。53 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 54 ページになります。申請番号 16 番です。所在は上仲間地区。農振地域内農用地区域外の畑が 15 筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は使用貸借権および賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間は令和 8 年 8 月 1 日から令和 18 年 7 月 31 日、転貸期間は令和 8 年 8 月 1 日から令和 13 年 7 月 31 日となっております。55 ページに申請地の位置図を載せ

ております。

続きまして、資料は 56 ページになります。申請番号 17 番です。所在は犬渕地区。農振農用地の田が 6 筆と農振地域内農用地区域外の田が 1 筆の計 7 筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間は令和 8 年 8 月 1 日から令和 18 年 7 月 31 日、転貸期間は令和 8 年 8 月 1 日から令和 13 年 7 月 31 日となっております。57 ページに申請地の位置図を載せております。
事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問はございませんか。
なければ、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) 挙手の結果、17 件の案件について、承認・可決いたします。
続きまして申請番号 18 番になりますが、松永委員の案件になりますので、松永委員の退席をお願いします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は 58 ページになります。申請番号 18 番です。所在は上六嘉地区。農振農用地の田が 1 筆で、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間および転貸期間は令和 8 年 8 月 1 日から令和 13 年 7 月 31 日となっております。59 ページに申請地の位置図を載せております。
事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問はございませんか。
なければ、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) 挙手の結果、本案件については、賛成多数で承認・可決いたします。
松永委員の入室を許可します。

松永委員の案件について、承認されましたので報告しておきます。

○議案第 19 号 令和 8 年田畑売買価格等に関する調査について

(議長) 続きまして、議案第 19 号令和 8 年田畑売買価格等に関する調査について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) はい。資料は 60 ページからになります。農業会議より「令和 8 年の田畑売買価格等に関する調査」が来ております。この調査は、全国の田畑売買価格などの動向を把握し、農業政策の立案推進の基礎資料とすることを目的としております。

資料 61 ページをご覧ください。3 耕作目的売買価格（農地としての売買価格）(1) 田（中田^{ちゅうでん} 10 a 当たり）の売買価格です。六嘉地区・大島地区の、農用地区域と農用地区域外でわかれています。いずれも令和 6 年度に 140 万円から変更して以降、130 万円のまま推移しています。

続きまして(2) 畑（中畑^{ちゅうはた} 10 a 当たり）の売買価格です。こちらについても、六嘉地区・大島地区の、農用地区域と農用地区域外でわかれています。いずれも 10 年前から 70 万円のまま推移しています。

資料は 62 ページになります。4 使用目的変更（転用目的での）田畑売買価格となります。(1) 田（3.3 m² 当たり）の売買価格です。六嘉地区・大島地区の、住宅用、商業・工業用で区分されています。いずれも近年 5 万のまゝ推移しています。

続きまして(2) 畑（3.3 m² 当たり）の売買価格です。六嘉地区・大島地区の、住宅用、商業・工業用で区分されています。いずれも近年 5 万のまゝ推移しています。

63 ページと 64 ページに参考資料としてこれまでの実績を載せておりますので、ご参照いただければと思います。

事務局からは以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問はございませんでしょうか。

なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) 挙手の結果、本案件については、賛成多数で承認・可決いたします。
ただいまご審議いただいたとおりの金額で報告いたします。
本日、提案されました案件は全て終了しました。ありがとうございました。
続きまして、その他となっております。皆様方から何かございませんでしょうか。ないようでしたら、事務局から何か。

次回の農業委員会は8月10日、月曜日の9時予定です。
それでは、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和8年7月10日

会長 下 田 司

委員 齊 藤 進

委員 松 本 一 幸